吉野遮音システム
B15-P　について

平成 22 年7 月30 日
吉野石膏株式会社

1．当壁工法の概要

B15-P の水平断面図 (TLD-45 の遮音性能とする場合の壁工法)

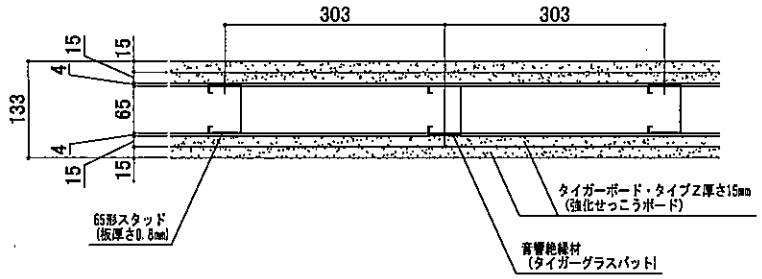

垂直断面図（四周処理方法）

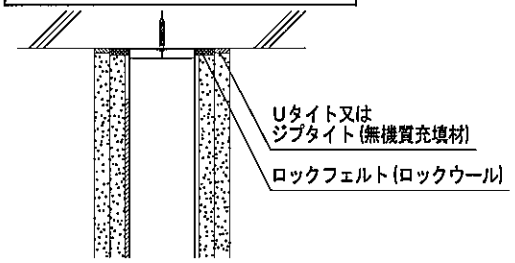

耐火・遮音認定工法の水平断面図

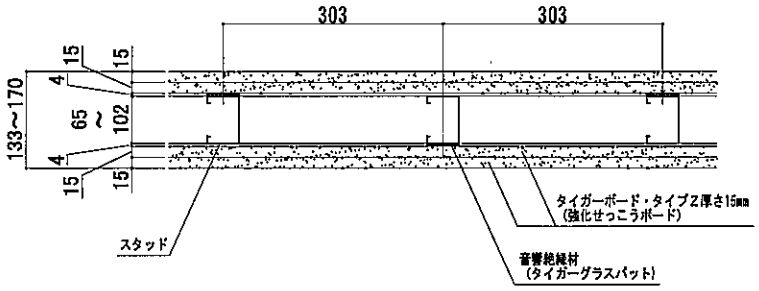

2．当壁工法の注意点

・添付する耐火構造および遮音構造の認定条件は広い範囲で認めていただいております。
一方、B15-P の性能は、これらの認定の一部を用いて商品化しておりますので、当壁工法の性能を確保するためには、当社の「標準施工指導書」に従ってください。

・当壁工法を住戸等と共用部分の境壁として施工する際には、消防庁が定める施工管理体制に従う必要があります。

［当社の技術研修を終了した監督者が、標準施工指導書に沿って施工するよう監督指導すること、施工の結果を記録保存しておくこと。乾式壁と躯体の接合部は「タイガーロックフェルト」や「タイガーUタイト」などによる四周処理が必要となります。］

詳しくは当社の「標準施工指導書」でご確認願います。

以　上

認　定　書

国住指第　3567　号
平成 20 年 12 月 25 日

吉野石膏株式会社
代表取締役社長　須藤 永一郎　様

国土交通大臣　　金子　一義

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号及び同法施行令第 107 条第二号（間仕切壁（非耐力壁）：1 時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
　FP060NP-0174

2. 認定をした構造方法等の名称
　両面強化せっこうボード重張／軽量鉄骨下地間仕切壁

3. 認定をした構造方法等の内容
　別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

別添

1．構造名
両面強化せっこうボード重張／軽量鉄骨下地間仕切壁

2．寸法
壁高及び壁幅については、構造計算等により構造安全性が確かめられた寸法とする。

3．材料構成等

項目		製品仕様等
①被覆材	上張り材及び下張り材	強化せっこうボード 規格：不燃材料認定番号 NM-8615、JIS A 6901 形状：平板 表面の形状：平滑 端部の形状：スクエアー、テーパー、ベベル 厚さ(mm)：12.5･15･18･21･25±0.5 かさ比重：0.76(-0.01)以上 大きさ(mm)：最小910×1,820、最大1,210×4,500 (＊大きさは一般部における寸法を示す。)
②下地材	上部及び下部ランナー	材料名及び規格 ・溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302) ・電気亜鉛めっき鋼板(JIS G 3313) ・溶融アルミニウムめっき鋼板(JIS G 3314) ・溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3317) ・溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3321) 形状・寸法(mm) ⊏-45～1,000×30～75、厚さ0.4以上
	間柱(スタッド)	材料名及び規格 材料名及び規格は前記の上部及び下部ランナーに同じ。 形状・寸法(mm) a.⊏-45～1,000×45～75×8～32、厚さ0.4以上 b.□-45～1,000×40～50、厚さ0.4以上 取付け間隔及び中空部の厚さ シングルランナー共通間柱構造の場合 取付け間隔(mm)：606以下 中空部の厚さ(mm)：45～1,050 シングルランナー千鳥間柱構造の場合 取付け間隔(mm)：303以下 中空部の厚さ(mm)：47～1,050 ダブルランナー並列間柱構造の場合 取付け間隔(mm)：606以下 中空部の厚さ(mm)：91～2,050
	振れ止め(必要に応じて取付ける。)	材料名及び規格 材料名及び規格は前記の上部及び下部ランナーに同じ。 形状・寸法(mm) ⊏-19～25×10、厚さ0.9以上

項目		製品仕様等
③副構成材料	間柱(スタッド)用スペーサー	材料名及び規格 材料名及び規格は前記の上部及び下部ランナーに同じ。 厚さ(mm):0.5以上 取付け間隔(mm):600以下(高さ方向)
	亜鉛めっき鋼板等(必要に応じて取付ける。)	種類、規格等 a.亜鉛めっき鋼板 材料名及び規格 材料名及び規格は前記の上部及び下部ランナーに同じ。 厚さ(mm):0.11～2.3 大きさ(mm):50～4,000×100～4,000 b.メタルラス 規格:JIS A 5505 質量(kg/m²):0.45～1.05 大きさ(mm):50～4,000×100～4,000
	敷目板(必要に応じて取付ける。)	種類等 せっこう板、せっこうボード、強化せっこうボード、不燃積層せっこうボード、繊維混入けい酸カルシウム板、グラスウール(10kg/m³以上)、ロックウール(10kg/m³以上)、グラスファイバーフェルト(10kg/m³以上)又はロックウールフェルト(10kg/m³以上) 寸法(mm):厚さ1～25、幅40以上
	ランナー用スペーサー(必要に応じて取付ける。)	種類等 せっこう板、せっこうボード、強化せっこうボード、不燃積層せっこうボード、繊維混入けい酸カルシウム板、グラスウール(10kg/m³以上)、ロックウール(10kg/m³以上)、グラスファイバーフェルト(10kg/m³以上)、ロックウールフェルト(10kg/m³以上)又は亜鉛めっき等鋼板 寸法(mm) せっこう板、せっこうボード等 厚さ4～50、40以上×40以上 亜鉛めっき等鋼板 鋼板の厚さ0.4以上、⊏-4～50×40以上、幅40以上
	タッピンねじ、ステープル、接着剤等	下張り材取付け用 タッピンねじ 寸法(mm):φ3.5以上×L22以上 留め付け間隔(mm):200以下 上張り材取付け用 a.ステープル 寸法(mm):幅4以上、長さ22以上 留め付け間隔(mm):200以下 b.接着剤 種類 酢酸ビニル樹脂系、アクリル樹脂系、ウレタン樹脂系、エポキシ樹脂系、ポリアミド系、ポリサルファイド系、シリコーン系、合成ゴム系、せっこう系、炭酸カルシウム系 塗布量(g/m²):150以上 c.タッピンねじ 寸法(mm):φ3.5以上×L32以上 留め付け間隔(mm):900以下 取付け方法 上記aとbで下張り材に取付け、必要に応じて、cを併用して、間柱(スタッド)に取付ける。

項目		製品仕様等
③副構成材料	タッピンねじ、ステープル、接着剤等	亜鉛めっき鋼板等取付け用 タッピンねじ 寸法(mm)：φ2.8以上×L10以上 リベット 寸法(mm)：φ2.8以上 敷目板仮留め用 a.タッピンねじ 寸法(mm)：φ2.8以上×L10以上 b.粘着テープ又は両面粘着テープ 粘着剤の種類 アクリル樹脂系、ポリアミド系、天然ゴム系、合成ゴム系 寸法(mm)：厚さ3以下、幅75以下 c.接着剤 種類：前記の上張り材取付け用接着剤に同じ。 塗布量(g/m²)：300以下 取付け方法：上記aからcのいずれかで間柱(スタッド)に取付ける。
	壁端部(柱・はり等との取り合い部)の処理材(充てん材)	下張り材又は上張り材のどちらか一方に、あるいはこの両者に目透かしを設ける場合は、目透かし部に次のaからcのいずれかを充てんする。目透かし幅は10mm以下とする。 a.シーリング材 種類 ポリウレタン系、アクリル系、アクリルウレタン系、ポリサルファイド系、ポリイソブチレン系、シリコーン系、変成シリコーン系 目透かし幅1mm当たりの充てん量(g/m) 下張り材目透かし部：7以上 上張り材目透かし部：7以上 b.ロックウール、ロックウール保温板、ロックウールフェルト、ロックウールモルタル、グラスファイバーフェルト 密度(kg/m³)：10以上 c.せっこう系、炭酸カルシウム系無機質充てん材 目透かし幅1mm当たりの充てん量(g/m) 下張り材目透かし部：7以上 上張り材目透かし部：7以上

4．構造説明図

（単位：mm）

（1）透視図

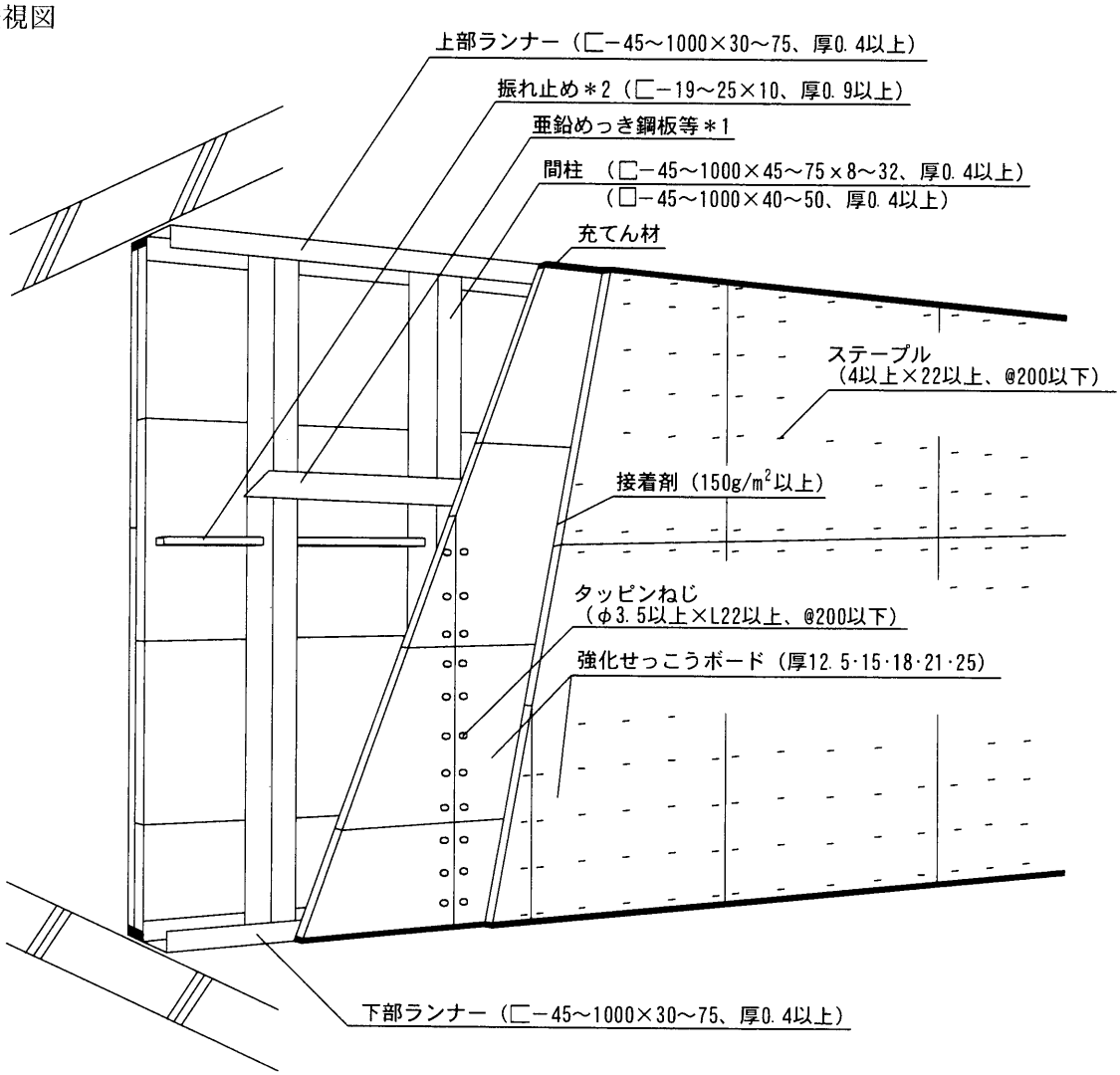

＊1　亜鉛めっき鋼板等（必要に応じて取付ける）
種類：亜鉛めっき鋼板（厚さ0.11～2.3mm）又はメタルラス（0.45～1.05kg/m²）
取付位置：片面又は両面
間柱と下張り材との間又は下張り材と上張り材との間

＊2　振れ止めは必要に応じて取付ける

（2）水平断面図

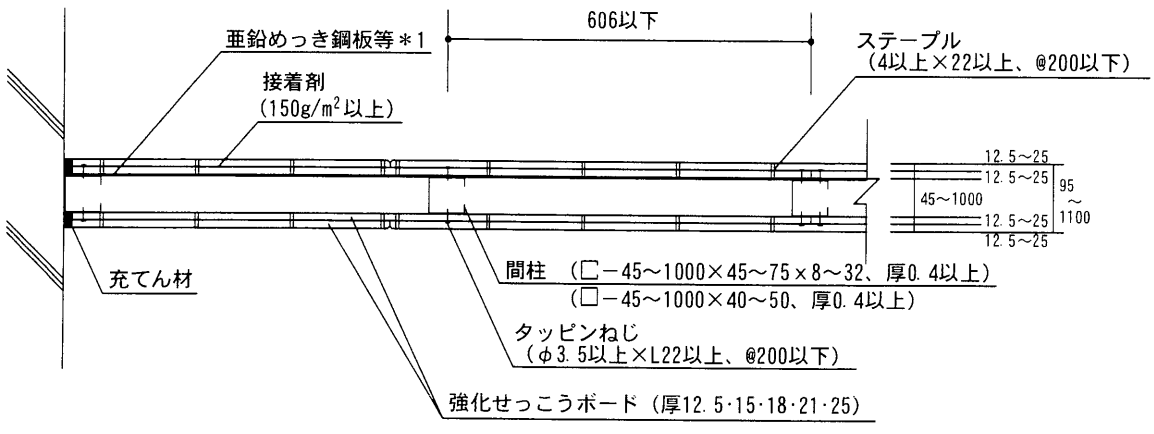

（３）断面詳細図

①シングルランナー共通間柱構造

（単位：mm）

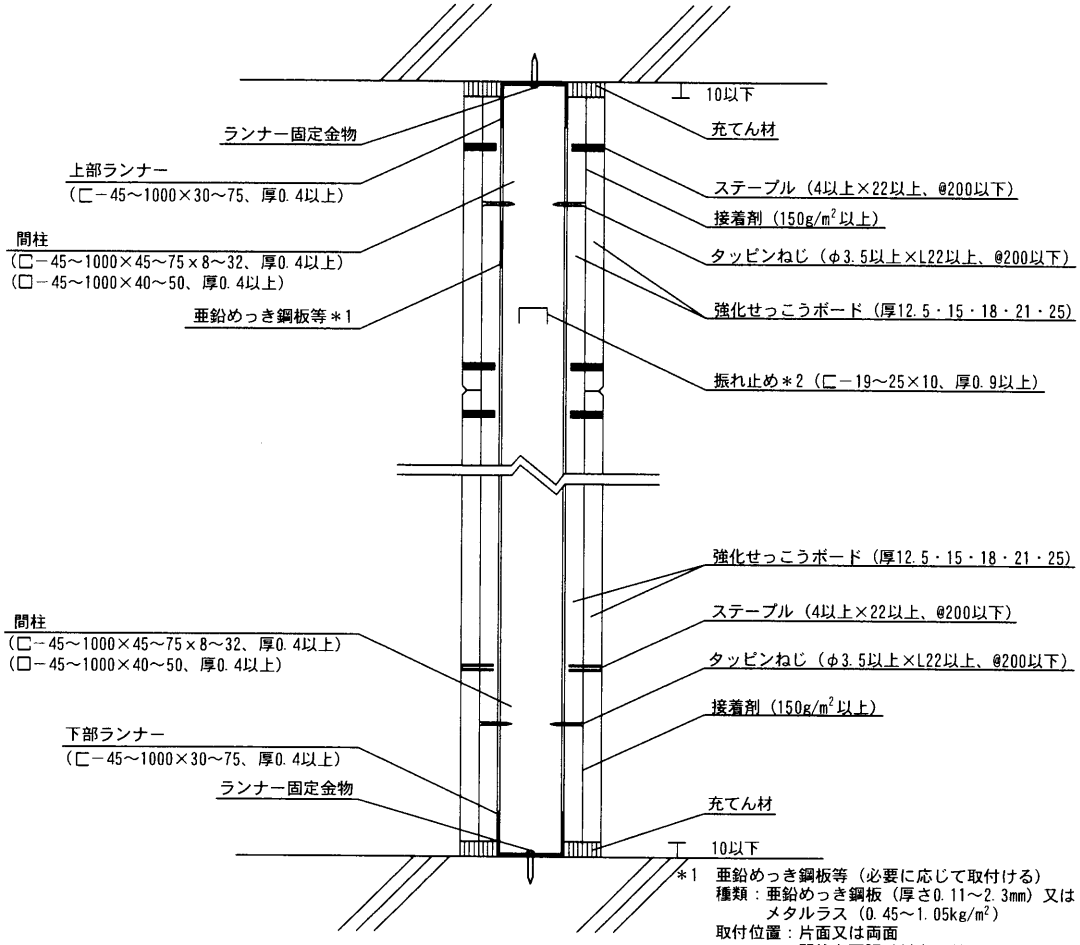

＊1　亜鉛めっき鋼板等（必要に応じて取付ける）
種類：亜鉛めっき鋼板（厚さ0.11～2.3mm）又は
メタルラス（0.45～1.05kg/m²）
取付位置：片面又は両面
間柱と下張り材との間又は下張り材と上張り材との間

＊2　振れ止めは必要に応じて取付ける

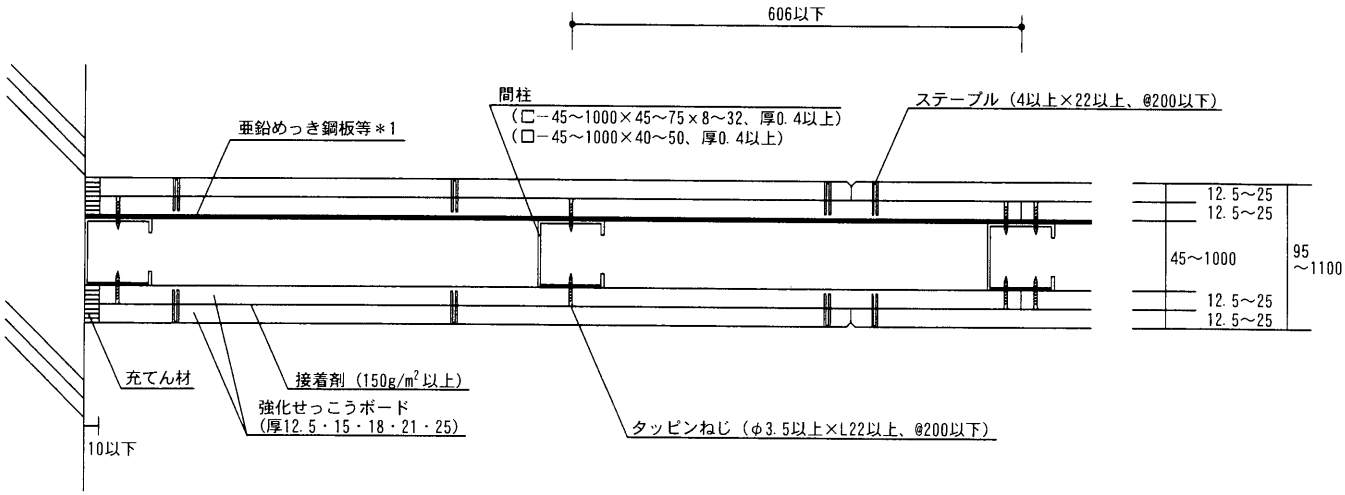

（単位：mm）

②シングルランナー共通間柱構造（敷目板仕様）

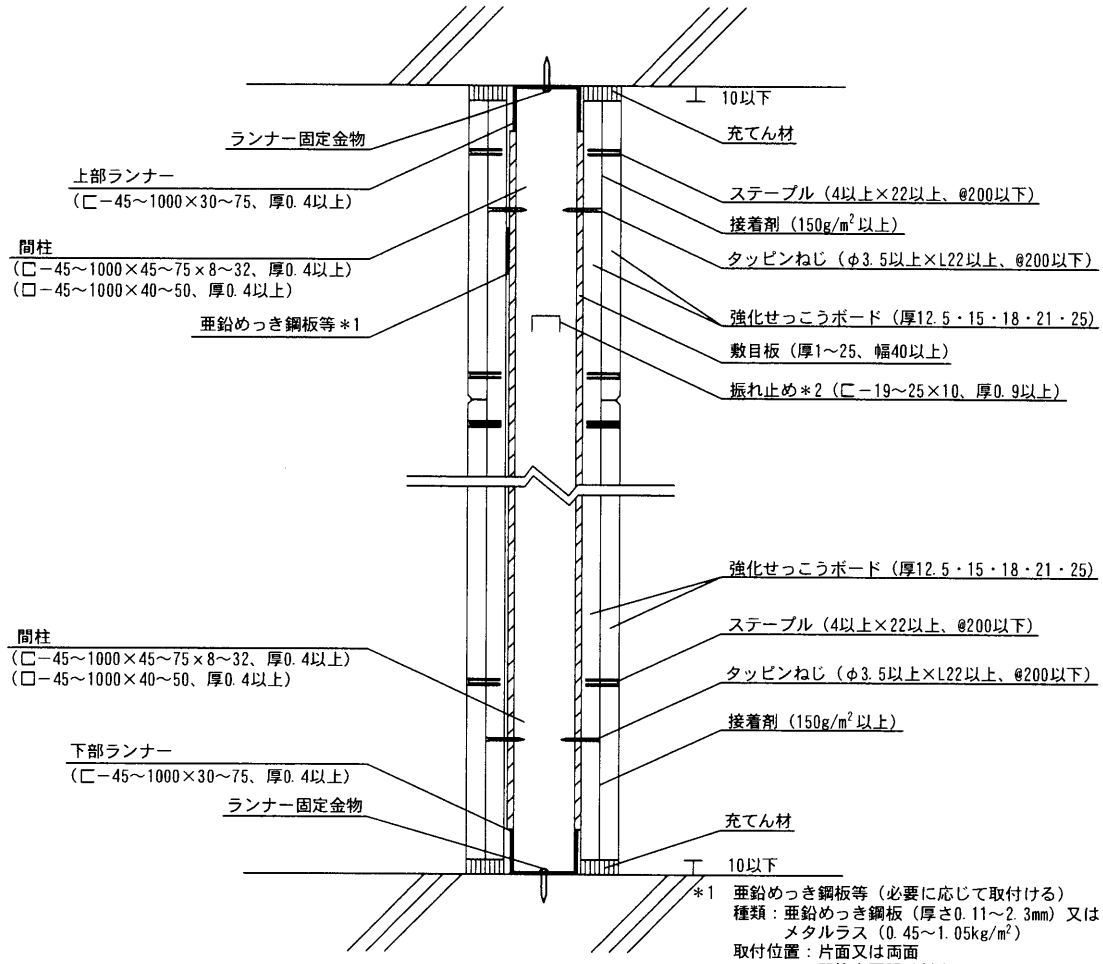

＊1　亜鉛めっき鋼板等（必要に応じて取付ける）
種類：亜鉛めっき鋼板（厚さ0.11～2.3mm）又は
メタルラス（0.45～1.05kg/m²）
取付位置：片面又は両面
間柱と下張り材との間又は下張り材と上張り材との間

＊2　振れ止めは必要に応じて取付ける

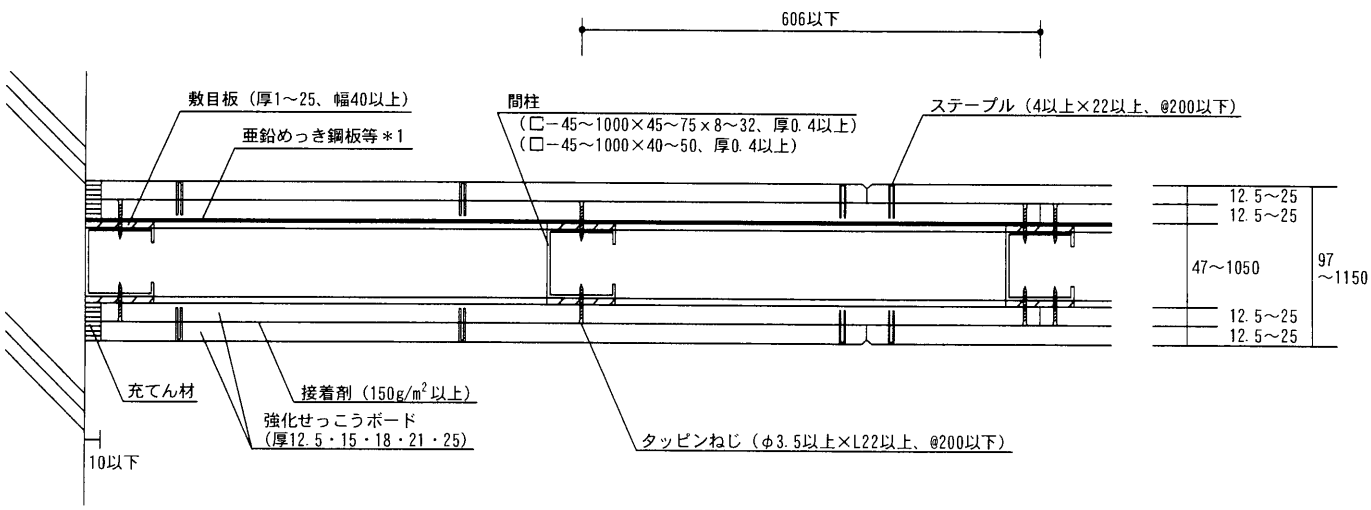

（単位：mm）

③シングルランナー千鳥間柱構造（敷目板仕様）

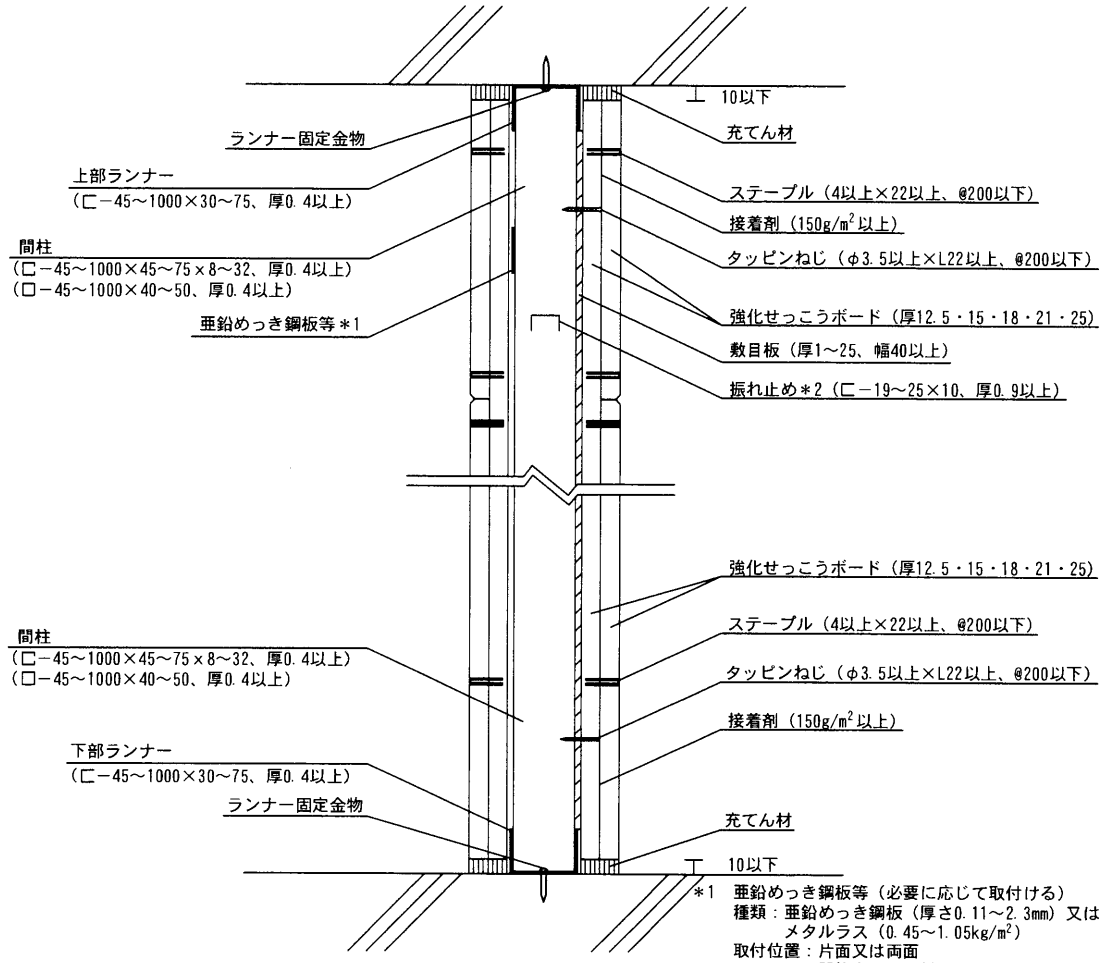

＊1　亜鉛めっき鋼板等（必要に応じて取付ける）
種類：亜鉛めっき鋼板（厚さ0.11～2.3mm）又は
メタルラス（0.45～1.05kg/m²）
取付位置：片面又は両面
間柱と下張り材との間又は下張り材と上張り材との間

＊2　振れ止めは必要に応じて取付ける

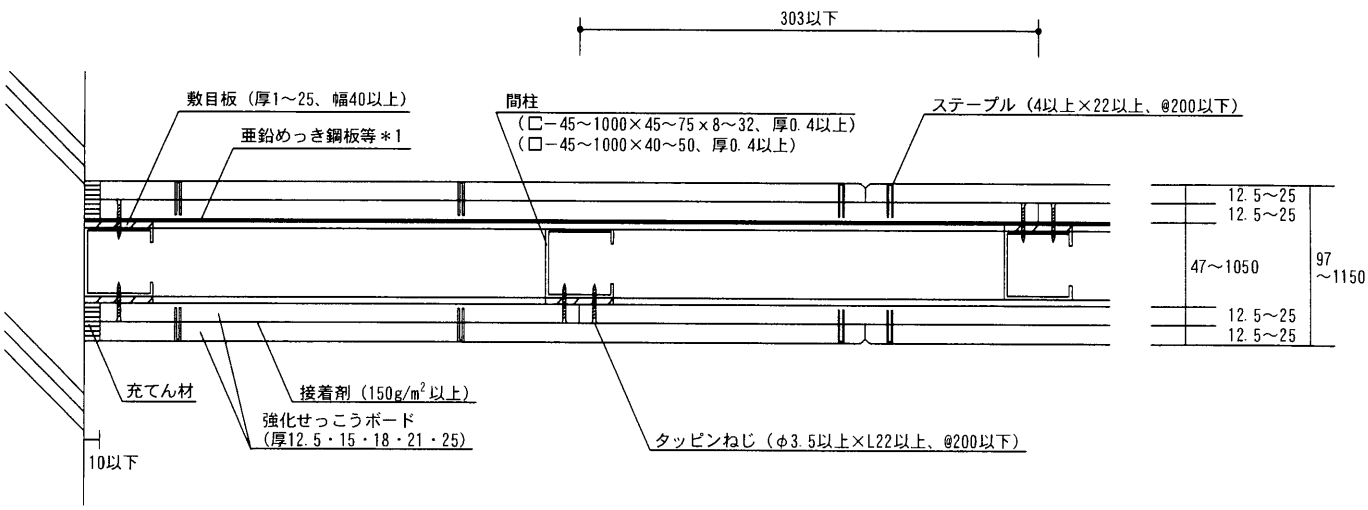

④シングルランナー千鳥間柱構造（スペーサー仕様）

（単位：mm）

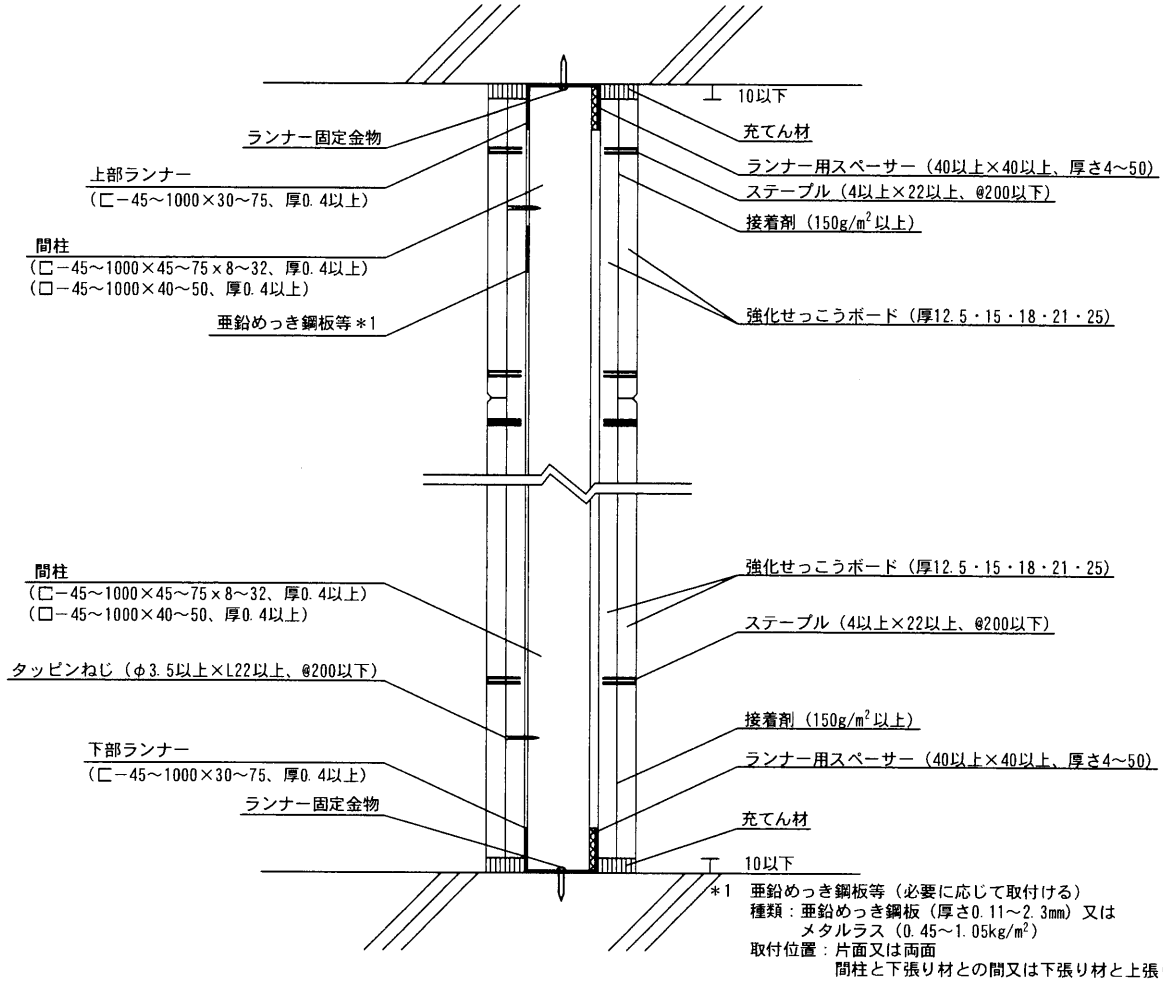

＊1　亜鉛めっき鋼板等（必要に応じて取付ける）
種類：亜鉛めっき鋼板（厚さ0.11～2.3mm）又は
メタルラス（0.45～1.05kg/m²）
取付位置：片面又は両面
間柱と下張り材との間又は下張り材と上張り材との間

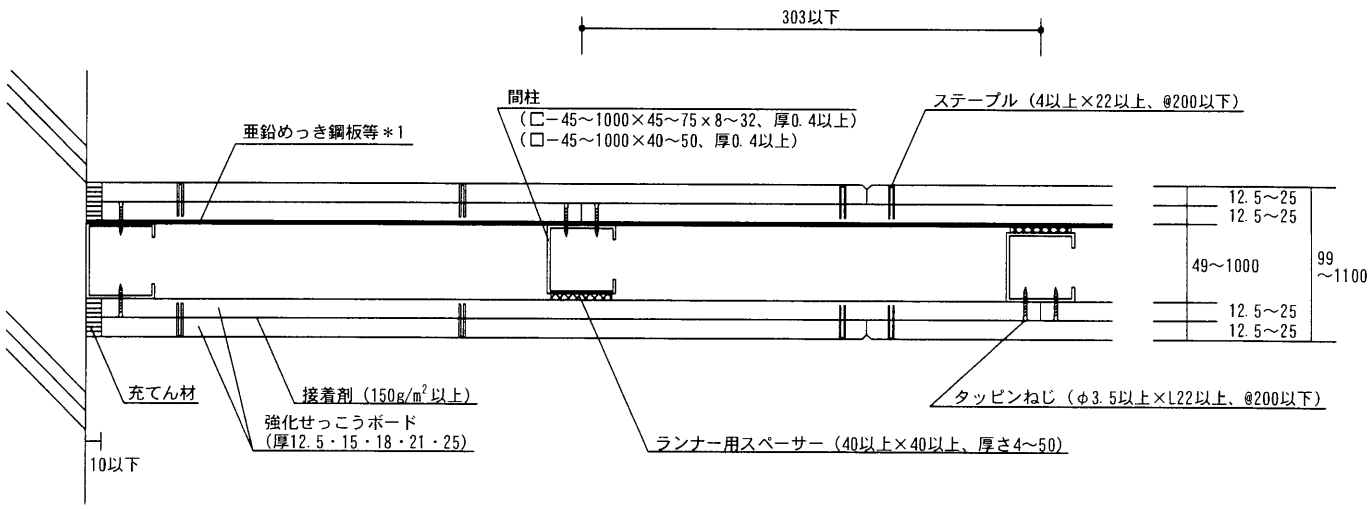

（単位：mm）

⑤シングルランナー千鳥間柱構造（敷目板仕様及びスペーサー仕様）

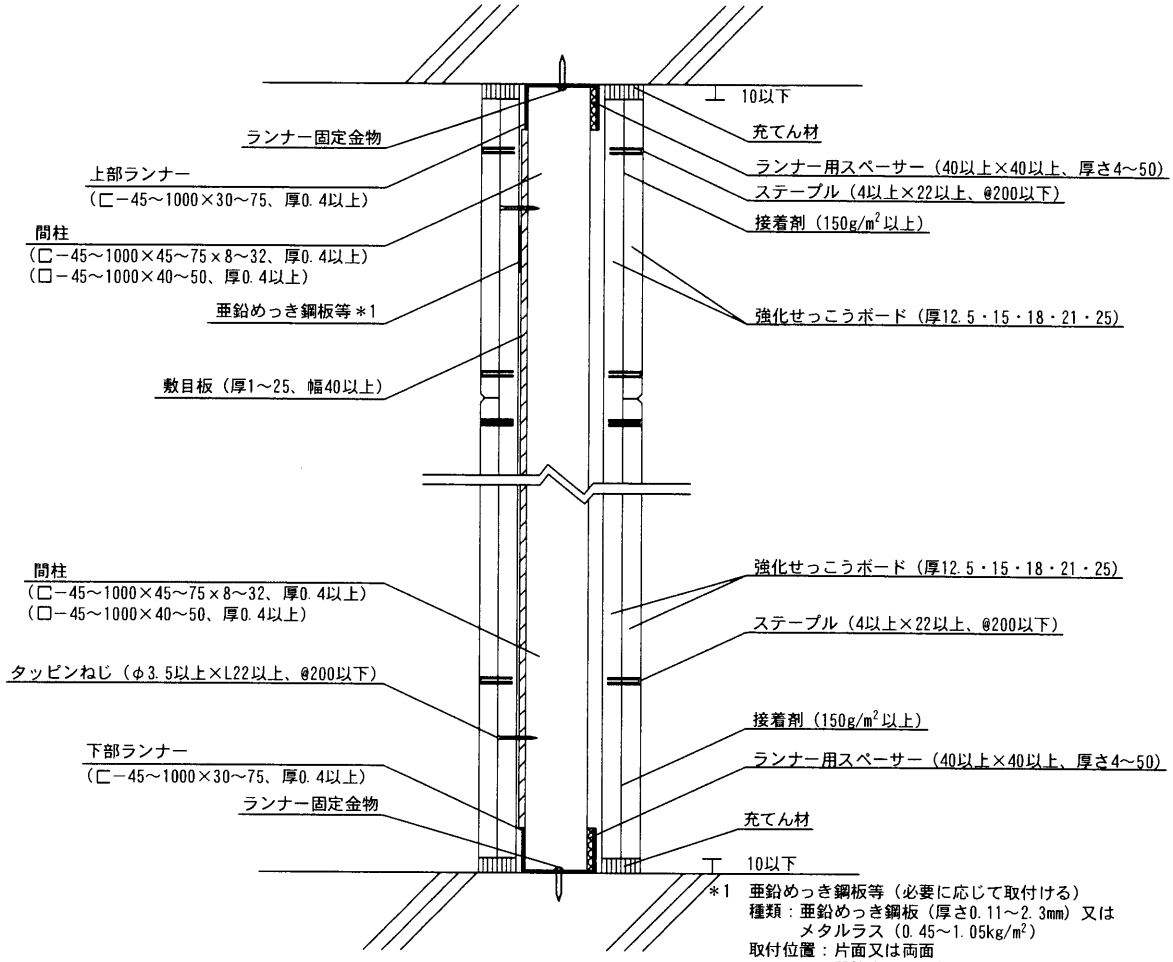

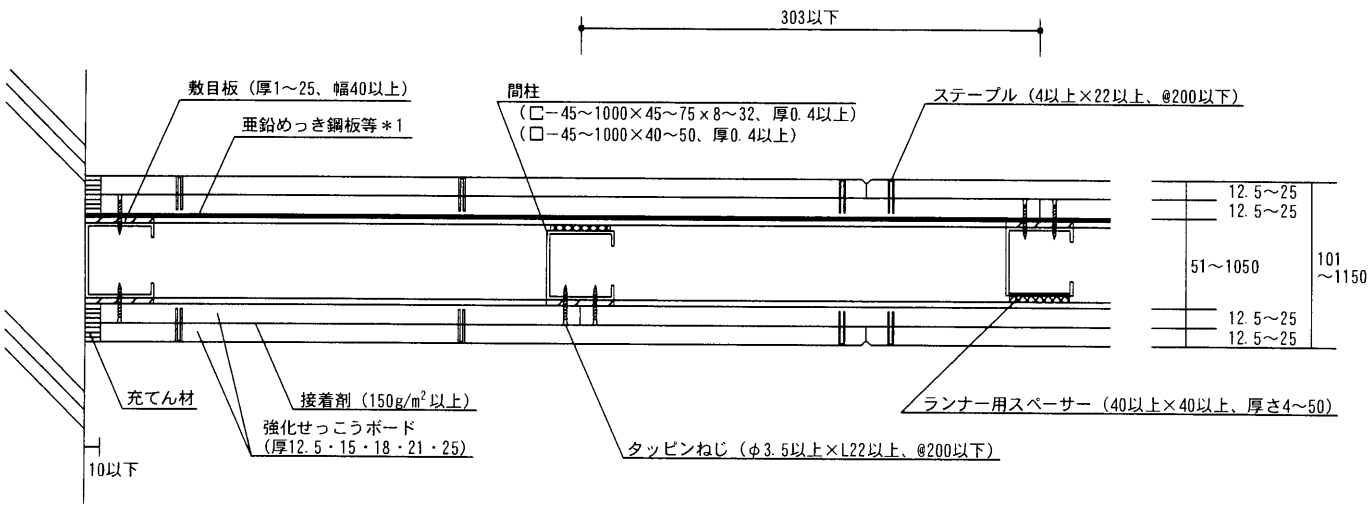

⑥ダブルランナー並列間柱構造

（単位：mm）

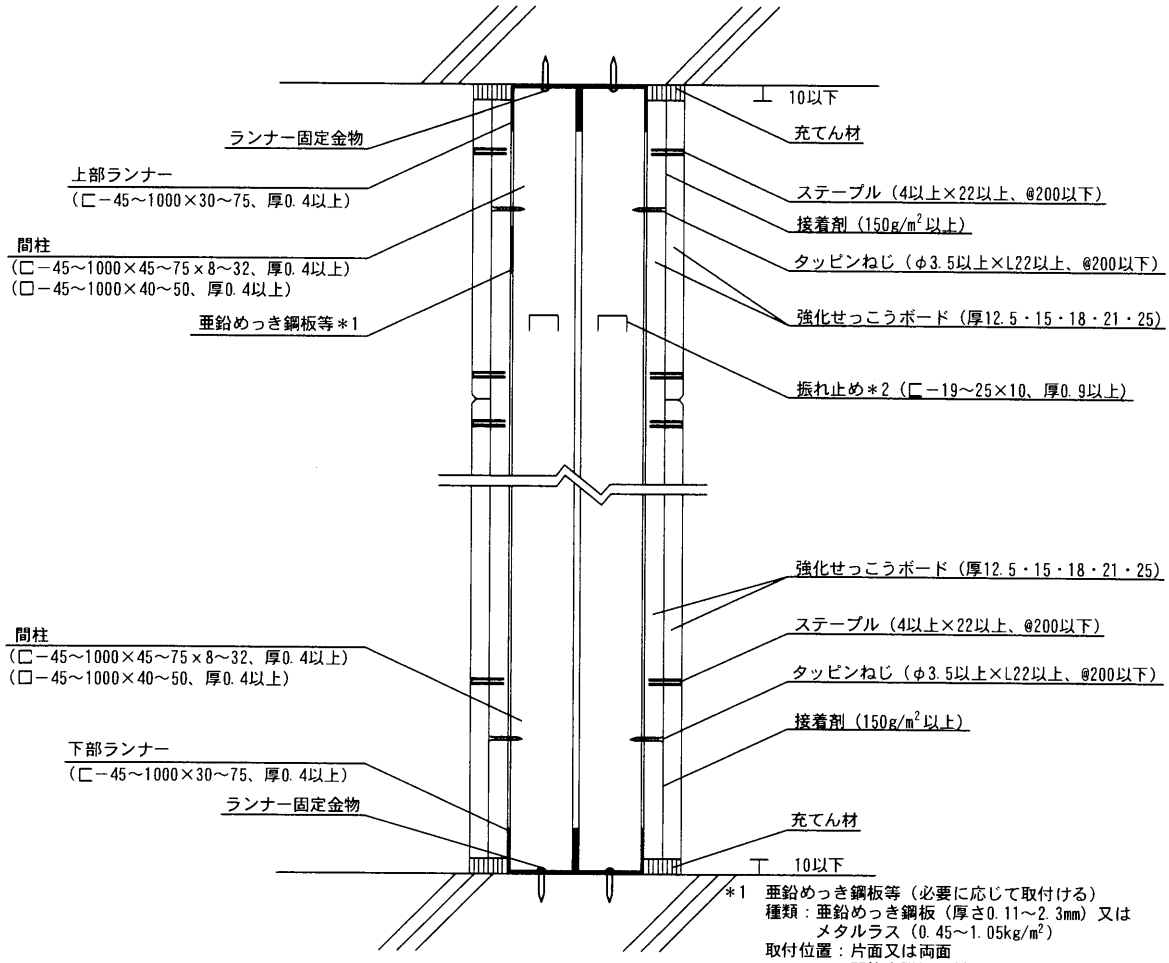

＊1　亜鉛めっき鋼板等（必要に応じて取付ける）
種類：亜鉛めっき鋼板（厚さ0.11～2.3mm）又は
メタルラス（0.45～1.05kg/m²）
取付位置：片面又は両面
間柱と下張り材との間又は下張り材と上張り材との間

＊2　振れ止めは必要に応じて取付ける

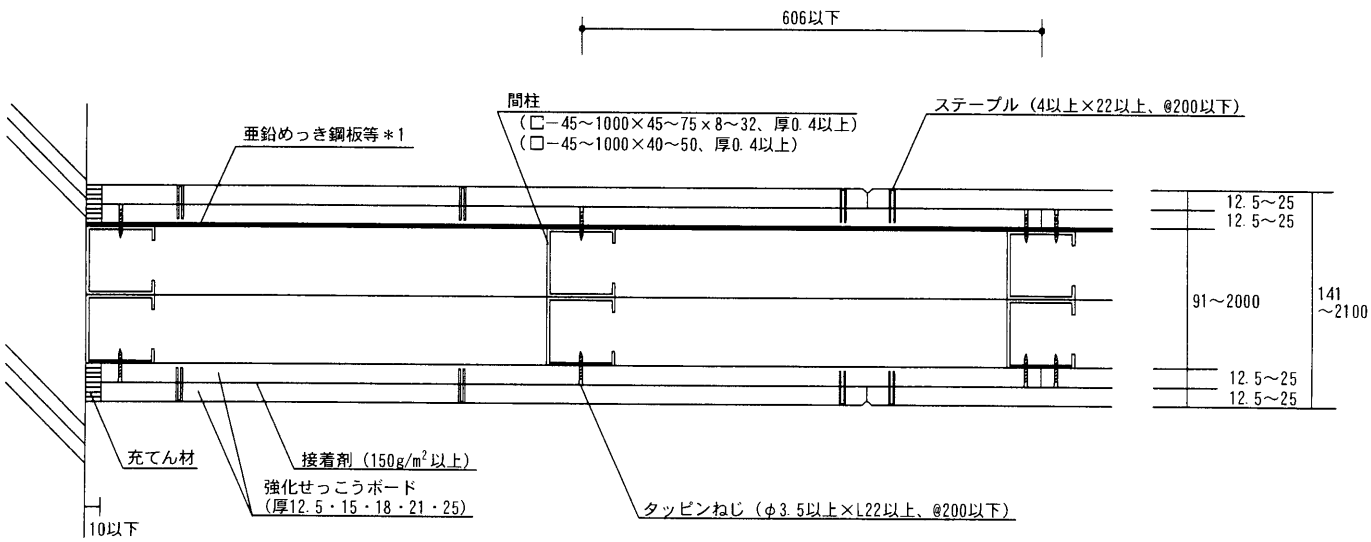

⑦ダブルランナー並列間柱構造（敷目板仕様）

（単位：mm）

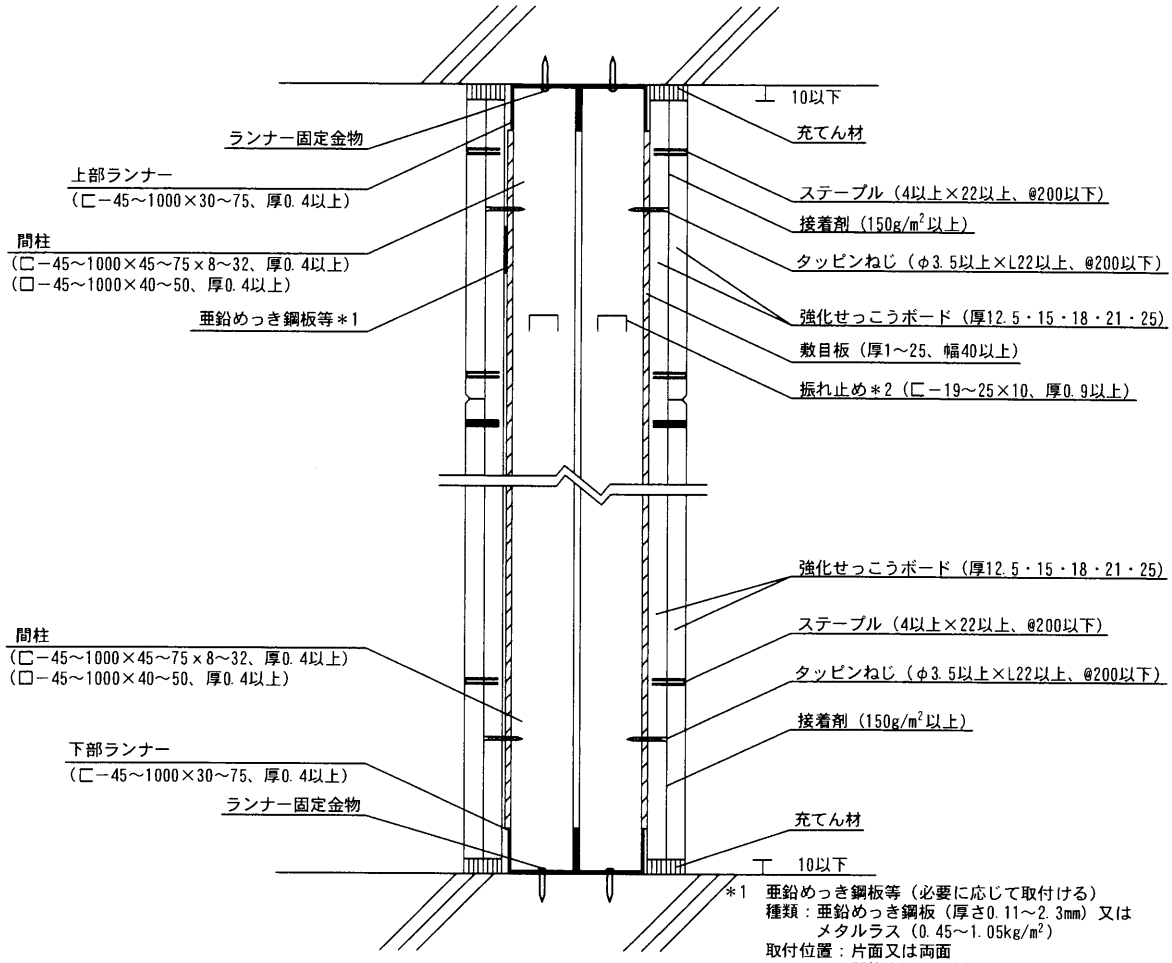

＊1　亜鉛めっき鋼板等（必要に応じて取付ける）
種類：亜鉛めっき鋼板（厚さ0.11～2.3mm）又は
メタルラス（0.45～1.05kg/m²）
取付位置：片面又は両面
間柱と下張り材との間又は下張り材と上張り材との間

＊2　振れ止めは必要に応じて取付ける

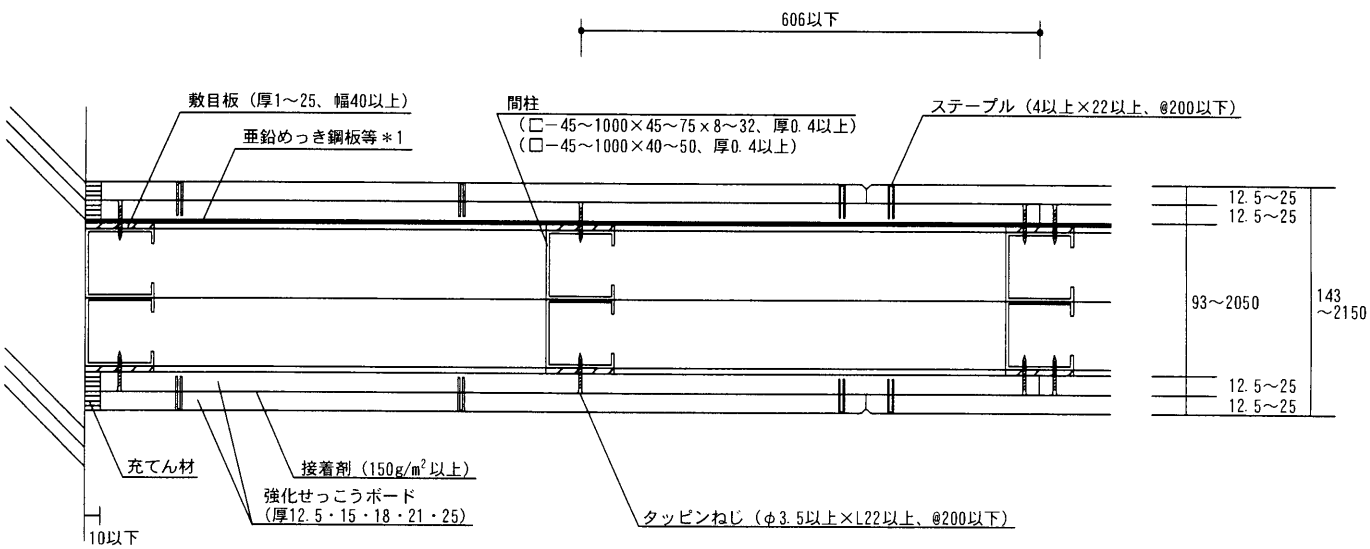

5．施工方法

(1) 上部及び下部ランナーの取付け

上部及び下部ランナー(以下、上下ランナーという)を取付ける位置に墨出しを行う。上下ランナーを取付ける躯体がコンクリートの場合は、ランナー固定金物等にて、鋼製の場合には、ランナー受けピース等を介してタッピンねじ、溶接等にて、それぞれ900mm以下の間隔で上下ランナーを躯体に取付ける。

(2) 間柱(スタッド)の取付け

間柱(スタッド)を予め現場の寸法に合わせて切断する。シングルランナー共通間柱構造及びダブルランナー並列間柱構造の場合は、間柱(スタッド)を606mm以下の間隔で、シングルランナー千鳥間柱構造の場合には、間柱(スタッド)を303mm以下の間隔で上下ランナーに差し込んで固定する。

□形タイプの間柱(スタッド)を使用する場合は、そのフランジ相互に、間柱(スタッド)用スペーサーを600mm以下の間隔(高さ方向)で挿入する。

シングルランナー千鳥間柱構造の間柱(スタッド)は、必要に応じて、ランナー用スペーサーを上下ランナーと間柱(スタッド)との間の中空部に挿入して、上下ランナーに固定する。

(3) 振れ止めの取付け

必要に応じて、振れ止めを取付ける場合は、予め現場の寸法に合わせて切断した振れ止めを間柱(スタッド)の側面の切欠き部に差し込んで固定する。

(4) 敷目板の取付け

必要に応じて、敷目板をタッピンねじ等で間柱(スタッド)に仮留めする。

(5) 亜鉛めっき鋼板又はメタルラスの取付け(間柱(スタッド)と下張り材との間に取付ける場合)

必要に応じて、亜鉛めっき鋼板又はメタルラス(以下、亜鉛めっき鋼板等という)を間柱(スタッド)と下張り材との間に使用する場合は、予め現場の寸法に合わせて切断した亜鉛めっき鋼板等を間柱(スタッド)の片面又は両面にφ2.8mm以上×L10mm以上のタッピンねじ等(必要に応じて下穴を開ける)で仮留めする。

(6) 下張り強化せっこうボードの取付け

下張り強化せっこうボードを、予め現場の寸法に合わせて切断し、φ3.5mm以上×L22mm以上のタッピンねじで200mm以下の間隔で間柱(スタッド)に留め付ける。

(7) 亜鉛めっき鋼板等の取付け(下張り材と上張り材との間に取付ける場合)

必要に応じて、亜鉛めっき鋼板等を下張り材と上張り材との間に使用する場合は、予め現場の寸法に合わせて切断した亜鉛めっき鋼板等を下張り材の片面又は両面に配置し、φ2.8mm以上×L22mm以上のタッピンねじ等(必要に応じて下穴を開ける)で間柱(スタッド)に仮留めする。

(8) 上張り強化せっこうボードの取付け

上張り強化せっこうボードは、予め現場の寸法に合わせて切断し、その目地が下張り強化せっこうボードの目地と重ならないように配置し、接着剤(150g/㎡以上)を併用して、幅4mm以上、長さ22mm以上のステープルで200mm以下の間隔で下張り強化せっこうボードに留め付ける。必要に応じて、φ3.5mm以上×L32mm以上のタッピンねじで900mm以下の間隔で間柱(スタッド)に留め付ける。

(9) 壁端部の処理

下張り又は上張り強化せっこうボードのどちらか一方に、あるいはこの両者に目透かしを設ける場合は、目透かし幅を10㎜以下とし、それぞれの目透かし部に充てん材を隙間なく充てんする。

認　定　書

国住指第　2643　号
平成 20 年 12 月 11 日

吉野石膏株式会社
代表取締役　須藤　永一郎　様

国土交通大臣　　金子　一義

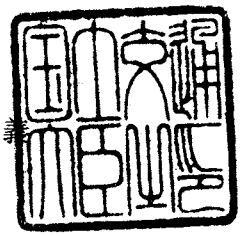

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 30 条及び同法施行令第 22 条の 3（界壁の遮音構造）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
　　SOI-0110

2. 認定をした構造方法等の名称
　　両面強化せっこうボード重張／軽量鉄骨下地（千鳥）間仕切壁

3. 認定をした構造方法等の内容
　　別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

1．構造名

両面強化せっこうボード重張／軽量鉄骨下地（千鳥）間仕切壁

2．寸法と面密度

表１に申請仕様の寸法と面密度を示す。

表１　申請仕様の寸法と面密度　（単位：mm）

項　　目	申　請　仕　様
壁厚	123 以上（中空部73～110）
面密度（一般断面）	36.00 kg/㎡ 以上

3．主構成材料

表２に申請仕様の主構成材料を示す。

表２　申請仕様の主構成材料　（単位：mm）

項　　目	申　請　仕　様
上張り用面材及び下張り用面材	強化せっこうボード 国土交通大臣認定　NM-8615 (JIS A 6901) 幅：　455 (　0, －3) ～ 1210 (　0, －3) 長さ：　455 (＋3,　0) ～ 4500 (＋3,　0) 厚さ：　12.5 (±0.5), 15 (±0.5), 18 (±0.5), 21 (±0.5), 25 (±0.5) 面密度：　9.0 kg/m² 以上 端部の形状：スクエア, ベベル, テーパ 両面ボード用原紙張/ガラス繊維混入せっこう板 国土交通大臣認定　NM-9645 (JIS A 6901) 幅：　455 (　0, －3) ～ 1210 (　0, －3) 長さ：　455 (＋3,　0) ～ 4500 (＋3,　0) 厚さ：　12.5 (±0.5), 15 (±0.5) 面密度：　16.25 (±1.62) kg/m² 以上 端部の形状：スクエア, ベベル, テーパ 両面ボード用原紙張/繊維混入せっこう板 国土交通大臣認定　NM-9364 (JIS A 6901) 幅：　455 (　0, －3) ～ 1210 (　0, －3) 長さ：　910 (＋3,　0) ～ 4000 (＋3,　0) 厚さ：　12.5 (±0.5) 面密度：　15.68 (±1.56) kg/m² 以上 端部の形状：スクエア, ベベル, テーパ

つづく

つづき

上張り用面材及び下張り用面材	ガラス繊維不織布入せっこう板 国土交通大臣認定　NM-9354 幅：　455(　0, −3) ～ 1210 (　0, −3) 長さ：　455(+3,　0) ～ 4500 (+3,　0) 厚さ：　12.5 (±0.5), 15 (±0.5), 20 (±0.5), 25 (±0.5) 面密度：　13.75(±1.37) kg/m² 以上 端部の形状：スクエア, ベベル, テーパ 両面ボード用原紙張/ガラス繊維混入せっこう板 国土交通大臣認定　NM-9692 (JIS A 6901) 幅：　455(　0, −3) ～ 1210 (　0, −3) 長さ：　455(+3,　0) ～ 4500 (+3,　0) 厚さ：　12.5(±0.5), 15 (±0.5) 面密度：　13.38(±1.34) kg/m² 以上 端部の形状：スクエア, ベベル, テーパ 両面ボード用原紙張/せっこう板 国土交通大臣認定　NM-1908 (JIS A 6901) 幅：　455(　0, −3) ～ 1210 (　0, −3) 長さ：　455(+3,　0) ～ 4500 (+3,　0) 厚さ：　12.5(±0.5), 15 (±0.5) 面密度：　12.5(±1.25) kg/m² 以上 端部の形状：スクエア, ベベル, テーパ
上部、下部、縦ランナー	厂−20～110×20～75×0.4～0.8 厂−20～110×32～75×0.4～0.8 L−30～110×30～75×0.4～0.8 防錆処理を施したもの。
間柱	厂−40～108×35～75×0.4～1.6 □−20～108×20～180×0.4～1.6 防錆処理を施したもの。
振れ止め	厂−19～25×10×0.9～1.2 防錆処理を施したもの。
中空部充てん材	グラスウール　面密度：0.08kg/m²以上 ロックウール　面密度：0.08kg/m²以上

つづく

つづき

敷目板	せっこうボード	国土交通大臣認定	NM-8612, NM-8613, NM-8619, QM-9828, NM-0441又はJIS A 6901
	強化せっこうボード	国土交通大臣認定	NM-8615又はJIS A 6901
	せっこう板	国土交通大臣認定	NM-1498, NM-9354, NM-9363, NM-9364, NM-9639, NM-9645, NM-9692, NM-1908, 又はJIS A 6901
	けい酸カルシウム板		
	グラスウール	密度： 10 kg/m^3 以上	
	ロックウール	密度： 10 kg/m^3 以上	
	グラスファイバーフェルト	密度： 10 kg/m^3 以上	
	ロックウールフェルト	密度： 10 kg/m^3 以上	
	幅： 40以上		
	厚さ： 1 以上		

4．副構成材料

表３に申請仕様の副構成材料を示す。

表３　申請仕様の副構成材料　（単位：mm）

項　　目	申　請　仕　様
ランナー固定金物	コンクリート釘　2.0φ以上×　10　以上 バッファーピン　2.0φ以上×　10　以上 タッピンねじ　2.0φ以上×　10　以上
タッピンねじ	上張り用面材取付け用　3.5φ以上×　35　以上 下張り用面材取付け用　3.0φ以上×　22　以上 補強材仮留め用　2.8φ以上×　10　以上 敷目板仮留め用　2.8φ以上×　10　以上 防錆処理を施したもの。
リベット	補強材仮留め用　2.8φ以上 防錆処理を施したもの。
ステープル	上張り用面材取付け用　幅　4　以上　×　長さ　22　以上 中空部充てん材取付け用　幅　4　以上　×　長さ　25　以上 防錆処理を施したもの。
スピンドルピン	中空部充てん材取付け用　長さ　25　以上
スペーサー	せっこうボード、強化せっこうボード、せっこう板、けい酸カルシウム板、グラスウール、ロックウール又は鋼製等 40　×　40　以上
接着剤	酢酸ビニル樹脂系、合成ゴム系，アクリル樹脂系、ポリサルファイド系、シリコーン系、ウレタン樹脂系、ポリアミド樹脂系、エポキシ樹脂系、せっこう系、炭酸カルシウム系、セルロース系、フェノール樹脂系、シアノアクリレート系、ポリエーテルアクリレート系、レゾルシノール系、ポリビニルアルコール系、塩化ビニル系、ポリオレフィン系、ポリエステル系、エチレンビニルアセテート系又はゴム系
目地処理材	JIS A 6914又はJIS K 5669に適合するもの
四周用充てん材	無機質充てん材：　せっこう系又は炭酸カルシウム系 ロックウールモルタル：　国土交通大臣認定　NM-8601 ロックウール：　国土交通大臣認定　NM-8600，JIS A 6301，JIS A 9504又はJIS A 9521 シーリング材　：　アクリル樹脂系、ウレタン樹脂系、ポリサルファイド系、シリコン系、酢酸ビニル樹脂系、アクリルウレタン系、シリコーン系又は変成シリコーン系 ロックウールフェルト グラスファイバーフェルト
補強材	鋼板　　厚さ：　0.4以上

５．申請仕様の説明図

構造説明図を図１に、水平断面図を図２～図６に、水平端部詳細図を図７～図１３に、上下端部詳細図を図１４～図１８にそれぞれ示す。

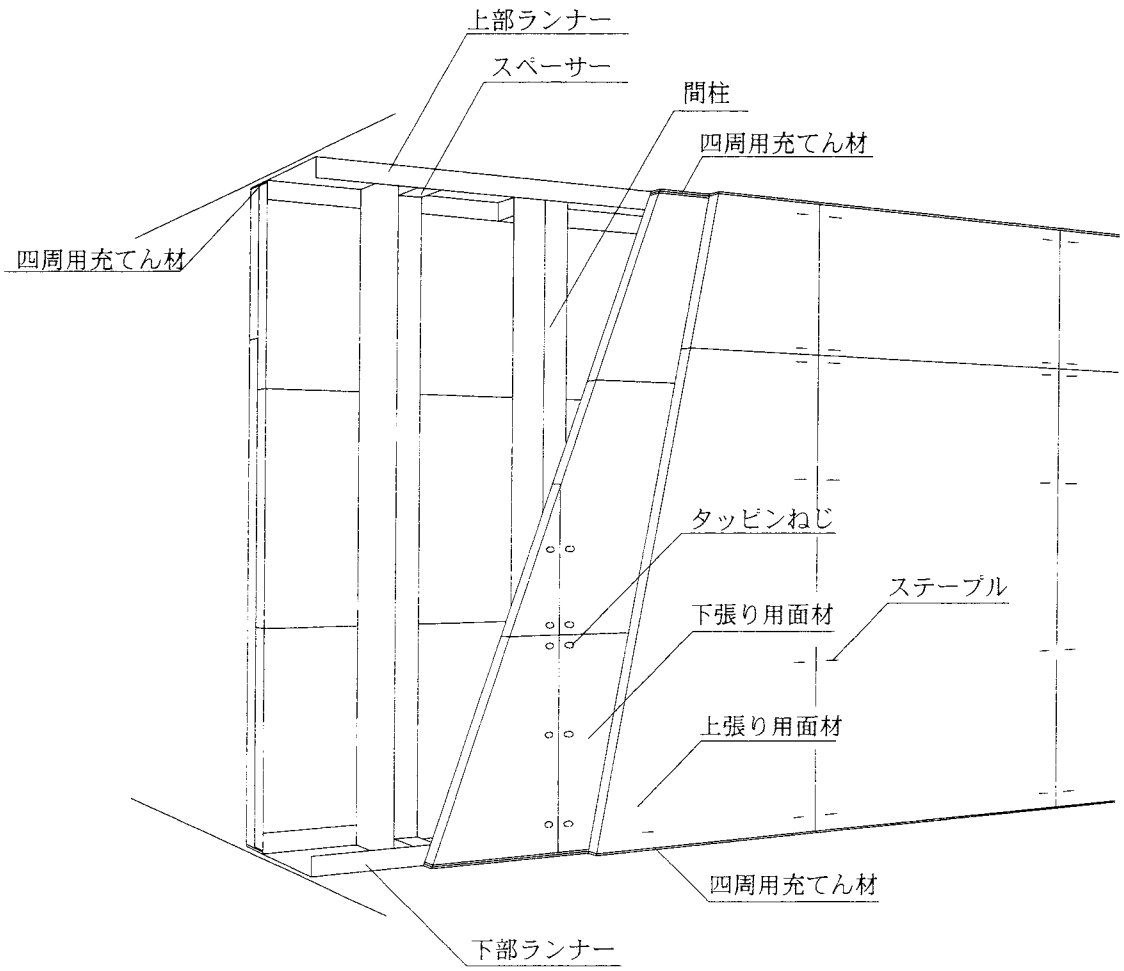

・中空部充てん材が、充てんされる場合がある。

図１　構造説明図

単位：mm

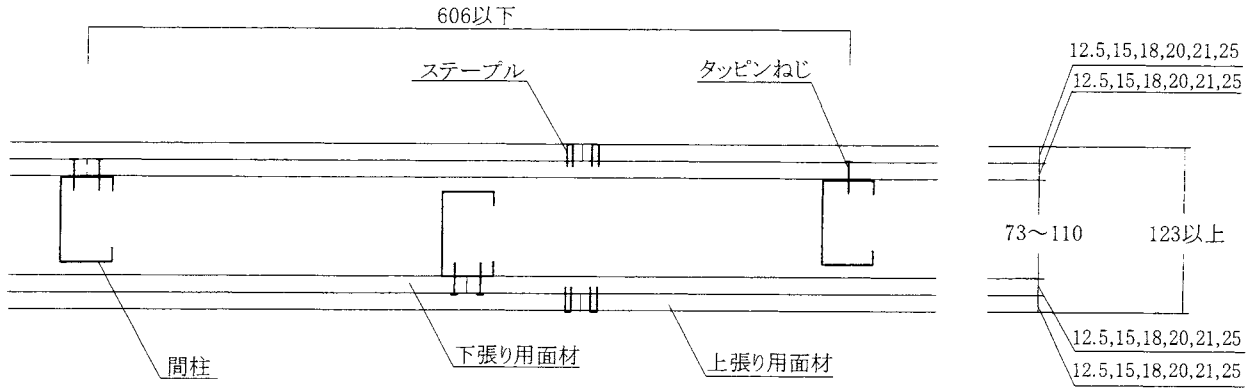

図２　水平断面図（間柱を千鳥配置とする場合）

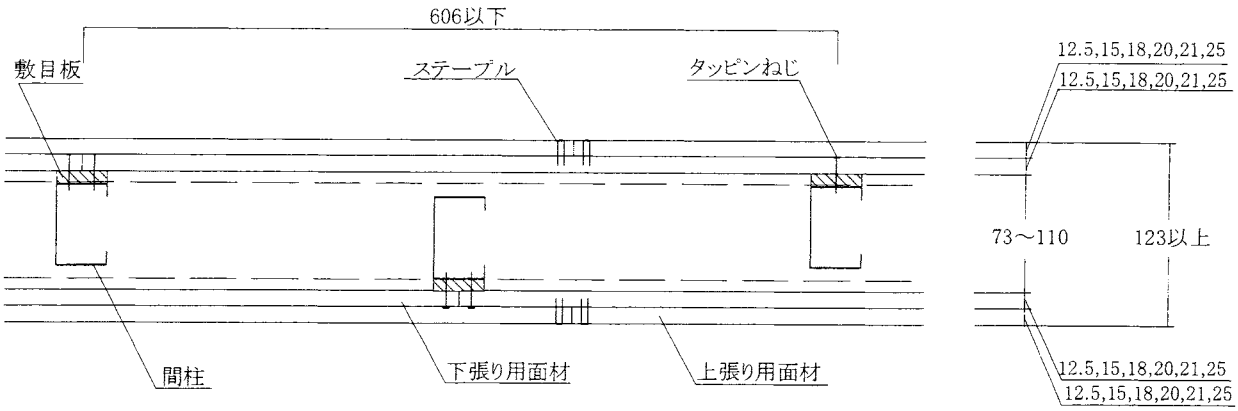

図３　水平断面図（間柱を千鳥配置とし、敷目板を使用する場合）

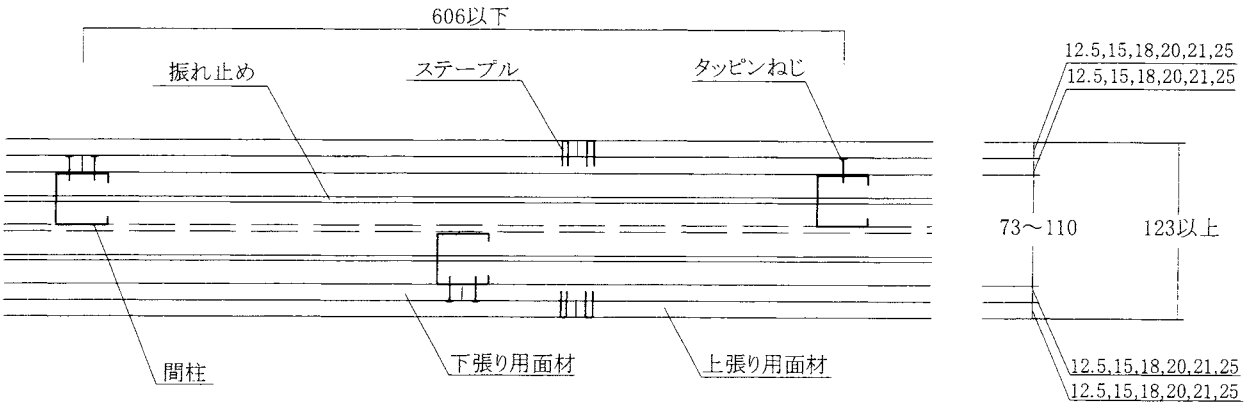

但し、振れ止めを使用しない場合もある。

図４　水平断面図（間柱を独立配置とする場合）

単位：mm

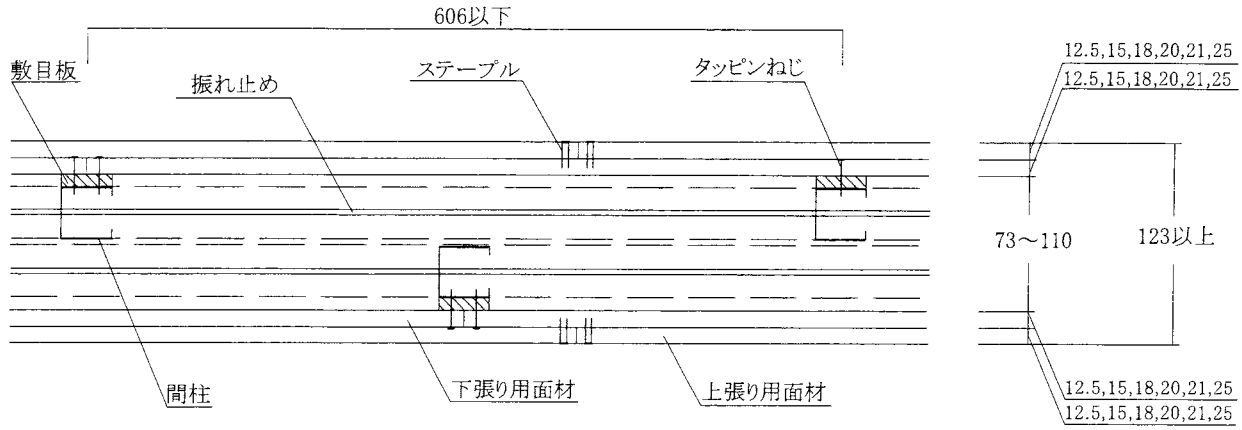

但し、振れ止めを使用しない場合もある。

図５　水平断面図（間柱を独立配置とし、敷目板を使用する場合）

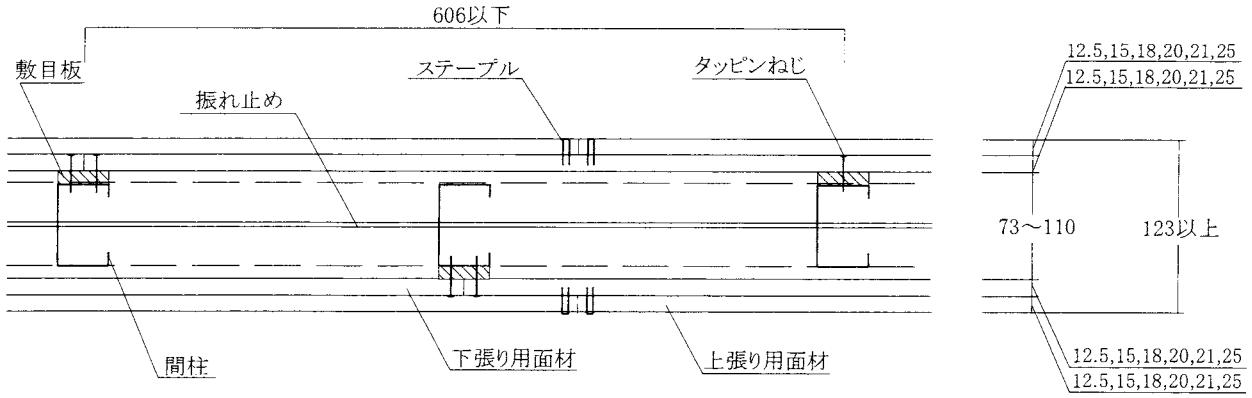

但し、振れ止めを使用しない場合もある。

図６　水平断面図（間柱を共通配置とし、敷目板を千鳥に配置する場合）

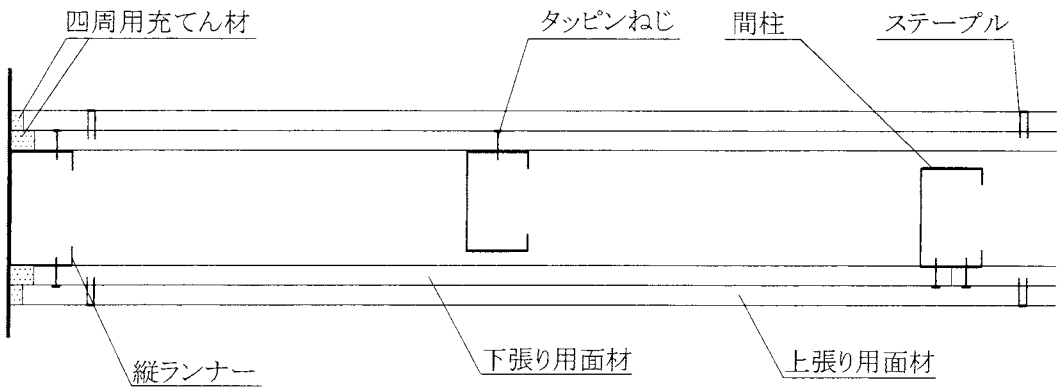

図７　水平端部詳細図（間柱を千鳥配置とし、端部に縦ランナーを使用する場合）

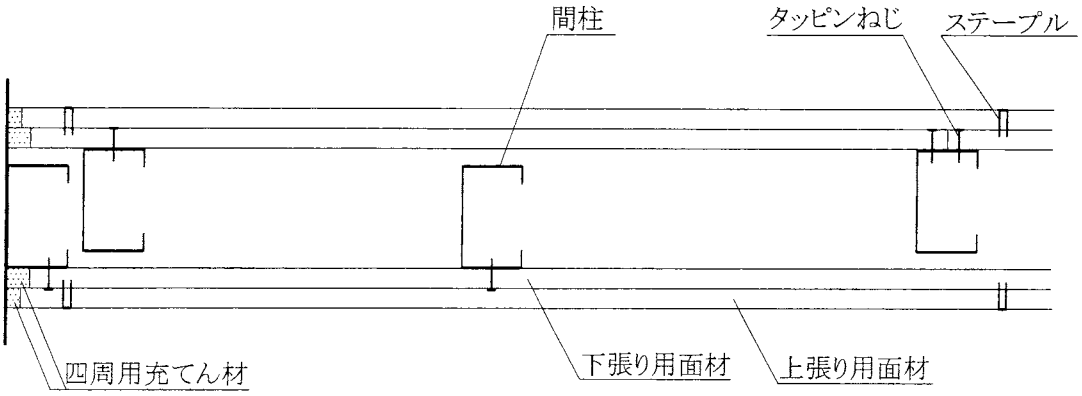

図８　水平端部詳細図（間柱を千鳥配置とし、端部に間柱を使用する場合）

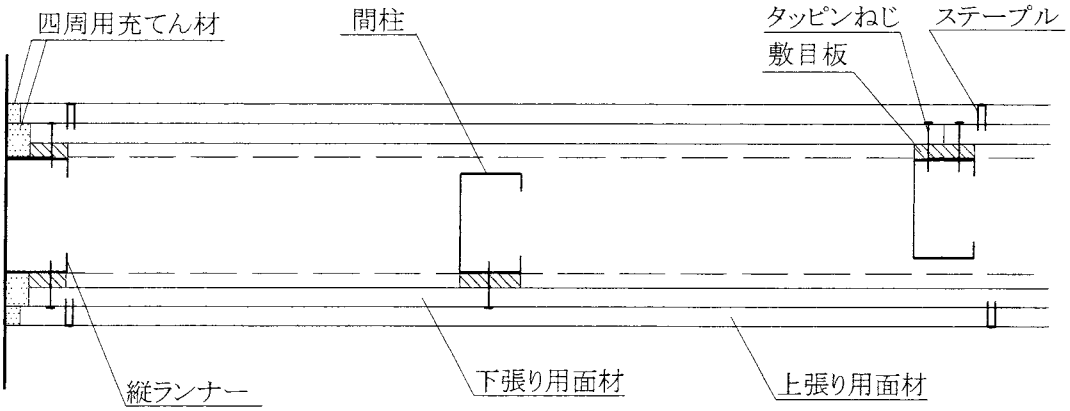

図９　水平端部詳細図（間柱を千鳥配置とし、敷目板を使用した上で、
端部に縦ランナーを使用する場合）

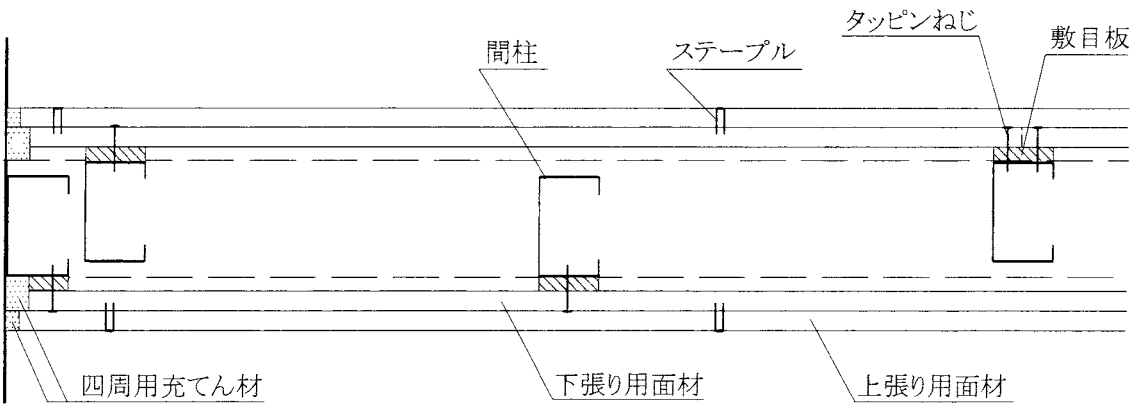

図１０　水平端部詳細図（間柱を千鳥配置とし、敷目板を使用した上で、
端部に間柱を使用する場合）

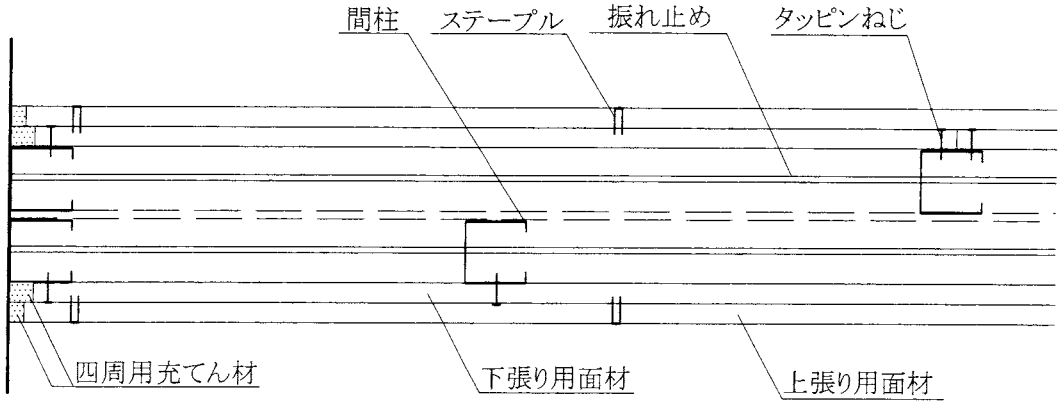

但し、振れ止めを使用しない場合もある。

図１１　水平端部詳細図（間柱を独立配置とする場合）

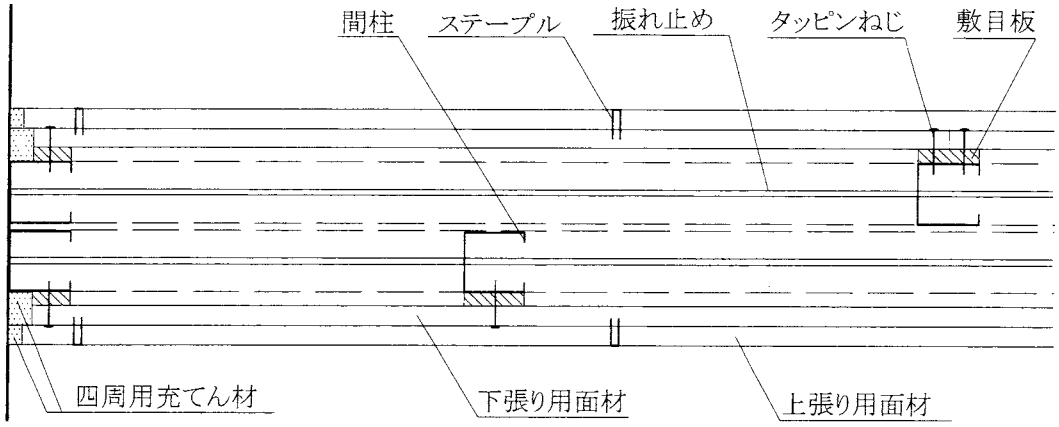

但し、振れ止めを使用しない場合もある。

図１２　水平端部詳細図（間柱を独立配置とし、敷目板を使用する場合）

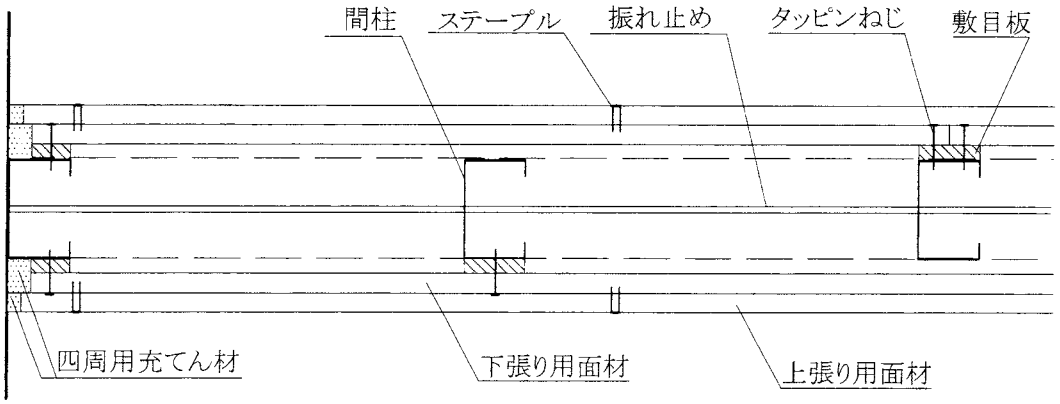

但し、振れ止めを使用しない場合もある。

図１３　水平端部詳細図（間柱を共通配置とし、敷目板を千鳥に配置する場合）

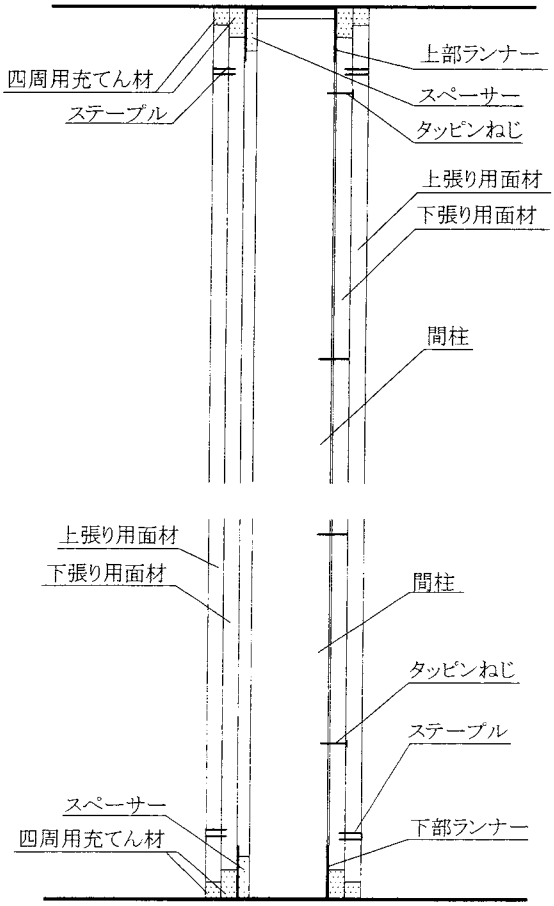

図１４　上下端部詳細図（間柱を千鳥配置とする場合）

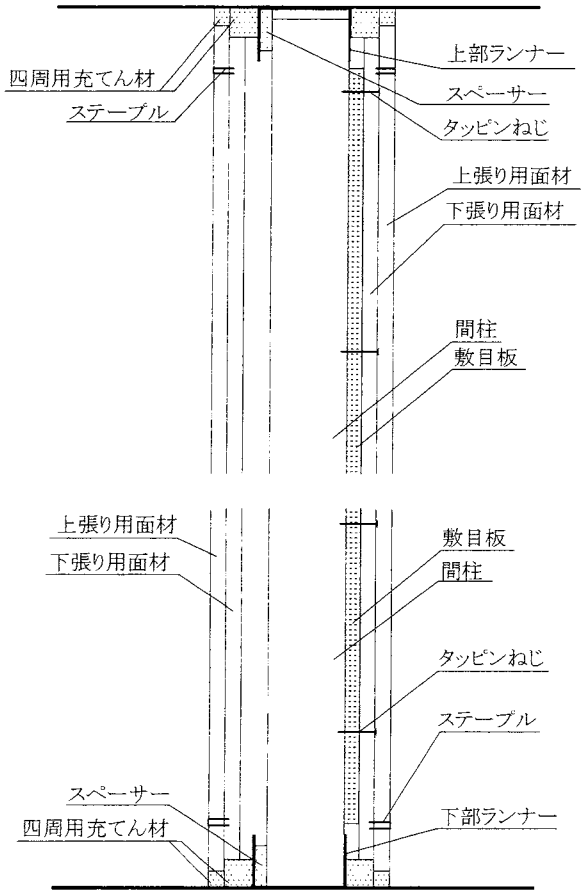

図１５　上下端部詳細図（間柱を千鳥配置とし、敷目板を使用する場合）

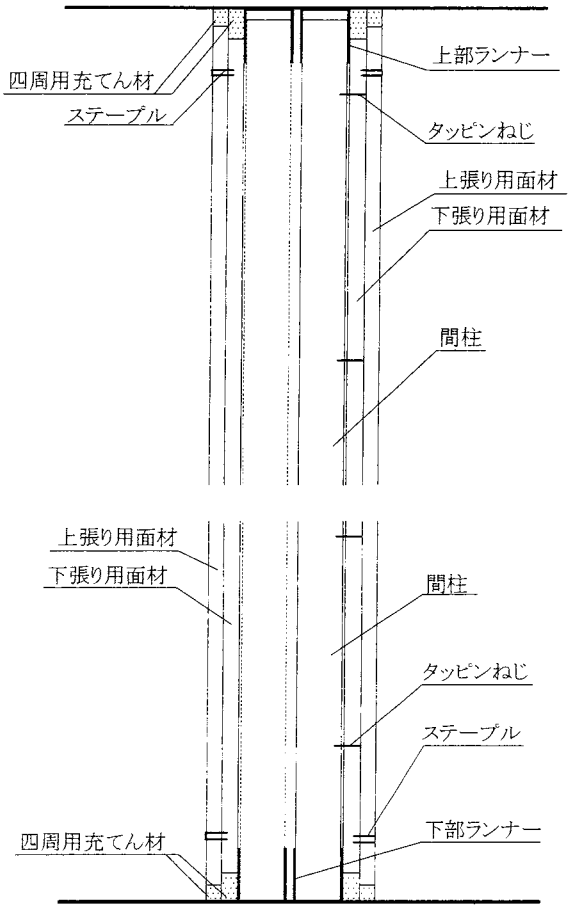

図１６　上下端部詳細図（間柱を独立配置とする場合）

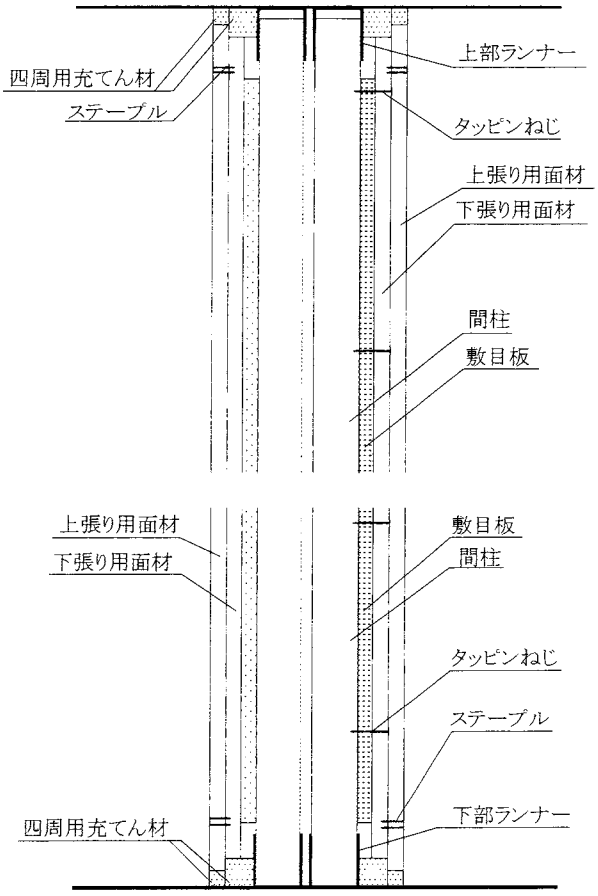

図１７　上下端部詳細図（間柱を独立配置とし、敷目板を使用する場合）

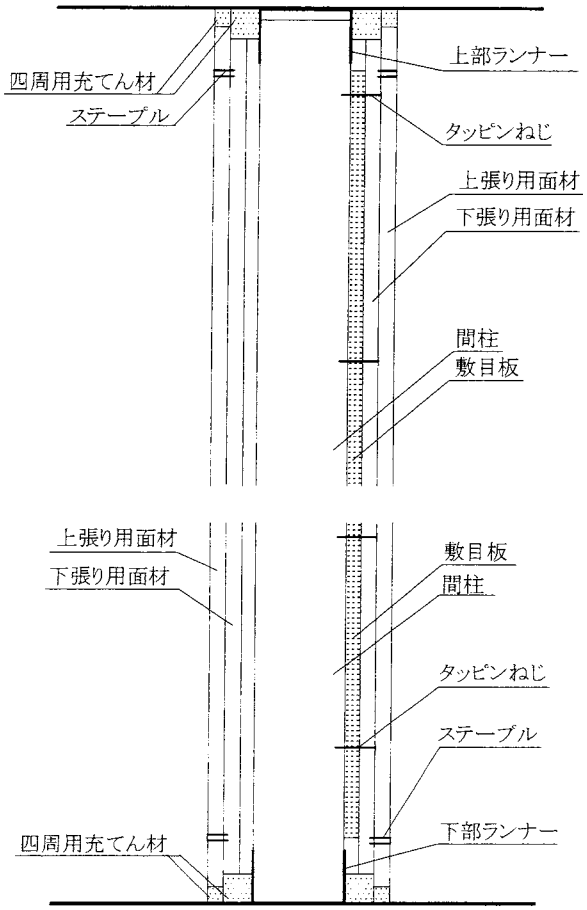

図１８　上下端部詳細図（間柱を共通配置とし、敷目板を千鳥に配置する場合）

6．施工条件

1）墨出し及び上部・下部ランナーの取付け

間仕切壁を設置する所定の位置に、墨出しを行う。

上部・下部ランナーを墨出し線に合わせて、コンクリート下地には、ランナー固定金物にて、また鋼製下地には、ランナー受け金具等を介して、タッピンねじ又は溶接にて、それぞれ９００mm以下のピッチで取付ける。

2）間柱の取付け

あらかじめ現場の寸法に合わせて切断する。間柱を千鳥配置とする場合は、上部・下部ランナーと間柱との隙間にスペーサーを介して、片側６０６mm以下の間隔で千鳥配置に取付ける。独立配置とする場合は、各々の上部・下部ランナーに６０６mm以下の間隔で取付け、共通配置とする場合は、上部・下部ランナーに３０３mm以下の間隔で取付ける。

3）振れ止めの取付け（振れ止めを取付ける場合）

振れ止めを間隔８００～１６００mmで間柱の振れ止め用穴に装着する。

4）敷目板の取付け（敷目板を取付ける場合）

あらかじめ切断した敷目板を間柱に、タッピンねじ、テープ、接着剤、シーリング材のいずれかを用いて９００mm以下の間隔で仮留めする。また上部・下部ランナーのいずれか一方又は両方に敷目板を取付ける場合は、同様にタッピンねじ、テープ、接着剤、シーリング材のいずれかを用いて９００mm以下の間隔で仮留めする。

また、間柱を共通配置とする場合は、必ず敷目板を千鳥配置に仮留めする。

5）補強材の取付け（補強材を間柱と下張り用面材の間に取付ける場合）

あらかじめ現場の寸法に合わせて切断した補強材を、タッピンねじ又はリベットを用いて９００mm以下の間隔で間柱に仮留めする。この時、補強材は壁の片側又は両側に取付けることができる。但し、補強材の面積は、壁の面積の５０％以下とする。

6）片面の下張り用面材の取付け

下張り用面材は、縦又は横張りにして、タッピンねじを用いて、間隔３００mm以下で、間柱に取付ける。下張り用面材の目地部は、突付け工法とする。

7）中空部充てん材の挿入（中空部充てん材を挿入する場合）

片面の下張り用面材の取付け後、必要に応じて、中空部充てん材を、６）で取付けた下張り用面材の裏面又は間柱に、取付け用ステープル又はスピンドルピン等を用いて，脱落しないよう

取付ける。

8）反対側の下張り用面材の取付け

6）の手順で反対側の下張り用面材を取付ける。

9）下張り用面材の四周取合部の処理

下張り用面材の建込み後、四周取合部で処理を行う場合は、四周取合部は隙間のないように四周用充てん材にて充てんする。

10）補強材の取付け（補強材を下張り用面材と上張り用面材の間に取付ける場合）

あらかじめ現場の寸法に合わせて切断した補強材を、タッピンねじを用いて９００mm以下の間隔で下張り用面材を貫通して間柱に仮留めするか、接着剤で９００mm以下の間隔で下張り用面材に仮留めする。この時、補強材は壁の片側又は両側に取付けることができる。但し、補強材の面積は、壁の面積の５０％以下とする。

11）上張り用面材の取付け

上張り用面材は、縦又は横張りにして、下張り用面材と目地部が重ならないようにして、タッピンねじで、３００mm以下の間隔にて下張り用面材を貫通して間柱に取付けるか、接着剤を付けステープルを３００mm以下の間隔で下張り用面材に取付ける。但し、下張り用面材と上張り用面材の間に補強材が入っている場合は、補強材にタッピンねじを用いて取付ける。

12）上張り用面材の目地部及び四周取合部等の処理

（イ）下張り用面材の四周取合部の処理を行わなかった場合は、必ず上張り用面材の四周取合部は、隙間のないように四周用充てん材を充てんする。
（ロ）目地部は、突付け工法とする。目地部が、突付け工法となっていない場合は、四周用充てん材又は目地処理材で処理する。

13）表面仕上げ

必要に応じて、塗装、クロス張、吹付け等にて仕上げてもよい。